

各社会福祉関係団体・施設の長 様

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
事務局長 奥山 光一
(公印省略)

平成28年度 民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）
助成事業の実施について（2回目）

平素は、本会の事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび標記助成事業の募集を開始することになりました。

つきましては、助成を希望される団体・施設様については、下記事項にご留意のうえ
申込書に必要事項を記入し、**平成28年9月23日（金）までに、所在地の市町社会
福祉協議会へ提出**いただきますよう、ご案内よろしくお願いいたします。

なお、助成要綱および申込書につきましては、滋賀県社会福祉協議会のホームページ
に掲載しておりますので、ご覧ください。

記

1. 申込書提出先 法人・団体所在地の市町社会福祉協議会（以下、市町社協）
2. 申込締切日 **平成28年9月23日（金）【各市町社協へ必着】**
3. 助成決定時期 平成28年10月下旬予定
4. 助成対象事業について
 - (1) 平成30年度までに完了する事業であること。
※対象となる事業とは、別添要綱のとおり
①地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業
②福祉の現場における実践的な調査・研究事業」です。
単なる車両等の購入や施設改修費等は、基本的に対象外となります。
 - (2) 法人・団体名義の通帳があること（個人の通帳では不可）。
 - (3) 前年度、本助成を受けた団体は、原則として対象から除外されます。
 - (4) 申込は、1団体1申込とします（複数申込はできません）。
 - (5) 申請書には、市町社協の推薦が必要となります。
5. 助成限度額 1事業につき、上限は1,000,000円とします。
6. 問い合わせ先

滋賀県社会福祉協議会 法人経営担当（丸橋・奥村）

TEL：077-567-3921 FAX：077-567-5160